

深谷市公共下水道宅地内排水設備設置の手引き

排水設備の基準及び手続きについては、次のとおりとする。

なお、記載のないものについては、下水道排水設備指針と解説及び排水設備工事責任技術者講習テキスト（社団法人日本下水道協会）による。

排水設備工事は、全て下水道法及び施行令、深谷市下水道条例及び規則、深谷市下水道指定工事店規程に準拠して行うこと。

1. 排水設備工事の基準

(1) 排水管

①排水管の管径及び勾配

排水人口（人）	管径（mm）	勾配
150未満	100以上	100分の2以上
150以上 300未満	125以上	100分の1.7以上
300以上 500未満	150以上	100分の1.5以上
500以上	200以上	100分の1.2以上

②既設管の使用について

- ・浄化槽から公共下水道への切り替えを行う際、既設管の構造が基準等に合致している又は不具合なく使用している場合、閉塞等が起きた際には自己責任において対応することを前提とした上で既設管を使用することを認める。
- ・既設管を使用する場合には、既設管使用許可願（参考様式2）を提出すること。
- ・屋内排水設備については、既設管使用許可願の提出なしで既設管を使用することができる。

③露出配管の取扱いについて

- ・露出部については、原則としてVP管を使用する。VU管を露出して使用する場合には、耐候性のある塗料の塗布あるいは鋼製等の資材による露出部の保護を行う。
- ・仮設事務所等、一時的なもので明らかに撤去が見込まれるものについては適用しない。

(2) ます

①ますの設置個所

- ・ますは、次の箇所に設ける
 - I 排水管の起点及び終点
 - II 排水管の会合点及び屈曲点
 - III 排水管の管種、管径及び勾配の変化する箇所

IV 排水管の延長が、その管径の120倍を超えない範囲内

V その他維持管理上必要な箇所

②ますの形状、寸法及び構造

ますは、内径又は内のり15cm以上の円形又は角形とし、堅固で耐久性及び耐震性のある構造とする。

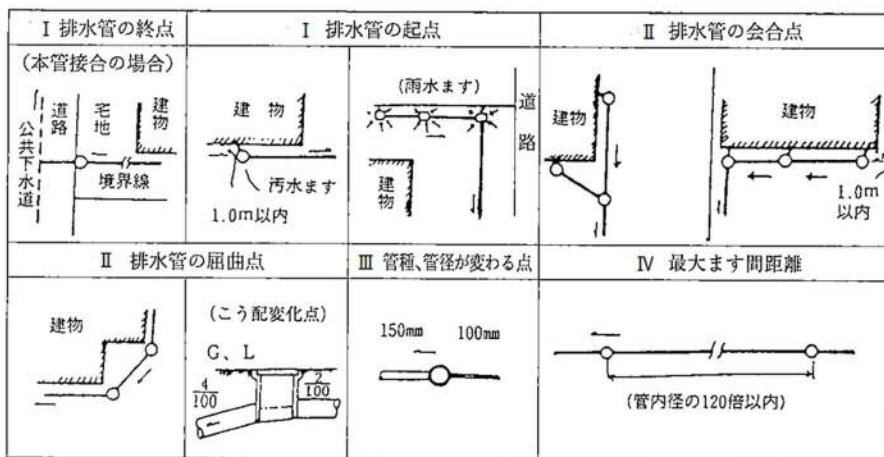
③ふた

堅固で耐久性のある材質とし、汚水ますは密閉ふたとする。

④底部

ますの底部には、インバートを設ける。

ますの設置箇所



(3) 排水の取扱い

①給湯器

- 給湯器の排水は、下水道法第2条の規定に基づき、公共下水道への接続を原則とする。
- 潜熱回収型ガス給湯器（エコジョーズ等）の排水については、国土交通省が通知した「潜熱回収型ガス給湯器等ドレン排水の取扱いについて」に準拠し、雨水と同様の取扱いとすることを認める。
- 自然冷媒ヒートポンプ給湯器（エコキュート）の排水についても雨水と同様の取扱いとすることを認める。

②受水槽

- オーバーフローと清掃時の排水を流すために、排水口下部に受け口を設けてトラップ桝へ接続する。
- その際、受け口を開放型にするとトラップ桝の封水部分が枯れてしまい、臭気が上

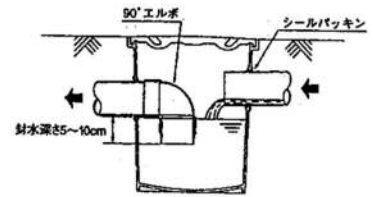
がる恐れがあるため、通常時は密閉型のふたをすることが望ましい。

③外流し

- ・外流しについては、雨水と同様の扱いとすることを認める。その際は散水栓同様、下水道使用料がかかることを説明すること。
- ・公共下水道へ接続する場合は、下記を満たすこと。
 - 外流しに雨水管（雨どい）を接続しない。
 - 新たに設置する場合は、軒下を選定する。
 - 外流しからの排水は、インバート柵ではなく、1 L形トラップ柵を設置し、封水深は5～10 cm、泥溜まりは15 cm以上とする。トラップ柵の内径は300 mm以上とする。
- ・既存建物を公共下水道へ切り替える場合も同様とする。

1 L形トラップますの例

(ポリプロピレン製)

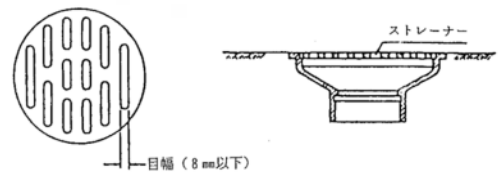


- ・内径又は内のは30cm以上とする。
- ・泥だめは15cm以上とする。

④ごみ集積所

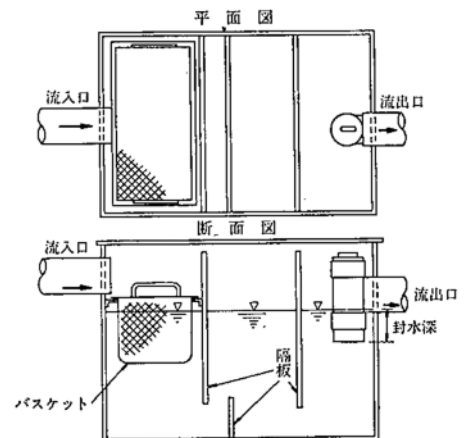
- ・ごみ集積所の清掃に伴う汚水排水のため、下水道への接続を基本とする。
- ・排水口には雨水の流入対策として蓋を設置し、残滓類の流入対策として目幅8 mm以下のストレーナー等を使用する。

ストレーナーの例（目皿）



(4) グリース阻集器

- ・深谷市下水道条例施行規程第5条第4号に基づきグリース阻集器を設置する際、容量算定は日本阻集器工業会の基準に準じて行うこととする。
- ・日本阻集器工業会の基準にない飲食店（コンビニエンスストア等）については、設置者の判断で容量算定したグリース阻集器の設置とし、管路閉塞が起きた場合においては、自己負担で清掃を行う。



グリース阻集器の例

- ・油を使用するコンビニエンスストアについては、容量80以上のグリース阻集器を設置すること。なお、設置を拒む場合においては、油脂類は流さないこと、管路閉塞の際は自費にて対応することを記載した書

面を社印付きで提出すること。

(5) ディスポーザ

- ・単体ディスポーザの設置は認めない。
- ・ディスポーザ排水処理システムについては、深谷市「ディスポーザ排水処理システム取扱い基準」を適用する。

(6) その他

①他人の土地又は排水設備を使用する場合

- ・排水設備を設置する際、申請者本人以外が所有する土地を使用する場合は深谷市下水道条例施行規程第6条第1項第4号の規定に基づき、排水設備等設置承諾書（参考様式1）を提出すること。
- ・借地等の契約がある場合、排水設備設置等承諾書と同等の内容があれば不要とする。
- ・登記上、所有権が変更されていない、変更予定（手続き中）の土地の場合、売買契約書で申請者と確認できれば不要とする。
- ・他人が設置した排水設備に割り込んで使用する場合も、同様の取扱いとする。

2. 申請者及び事務手続き者

排水設備工事に係る申請・届出等は、必要な書類を添付して提出し管理者の確認を受けなければならない。この申請書等は、土地所有者等申請者が自ら作成するものであるが、図面をはじめとする添付書類の作成には、専門的知識を必要とし一般の人には難しいため、深谷市下水道指定工事店が、添付書類の作成および手続きの代行を行うことができる。

※「手続きの代行」とは

申請書の作成は、申請者または行政書士でなければできないため、申請書は申請者が作成し、添付書類作成および市への提出について指定工事店が行える。

3. 排水設備工事の事務手続き

(1) 工事着工まで

排水設備または排水施設の新設等を行う場合は、以下の書類を市へ提出し確認（承認）を受けなければならない。

①排水設備新設等確認申請書（様式第2号）の提出

- ・提出期限 宅地内排水設備工事着工の5日前まで

- ・提出部数 2部（正副各1部）
 - ・添付書類 必須Ⅰ～Ⅳ、必要に応じⅤ～Ⅺ
 - Ⅰ 申請地の土地の境界線、道路及び公共下水道の配置図、方位
 - Ⅱ 汚水を排除する施設の配置並びに管渠・柵等の配置・形状・寸法・勾配を記載した図面
 - 管渠・柵のほか、風呂、便所、台所、洗面等の配置、他の建物配置を記入
 - Ⅲ 申請地付近の見取り図
 - Ⅳ 排水設備工事設計材料調書（様式第4号）
 - Ⅴ その他下水の排除の状況を明らかにするために必要な事項を記載した図面
 - Ⅴ-1：阻集器設置の場合、配置・形状・寸法を表示した図面及び能力計算書
日本阻集器工業会グリーンズ阻集器選定基準を基本とする。
 - Ⅵ 【申請地1,000㎡以上の場合】地表及び管渠の勾配を表示した縦断面図
 - Ⅶ 【除害施設・ポンプ等設置時】配置図、形状・能力・寸法を表示した図面
 - Ⅷ 【除害施設を設置する場合】除害施設新設等調査書（様式第3号）
 - Ⅸ 【他人の土地・排水設備使用時】排水設備設置等承諾書（参考様式1）
 - 他人の排水設備の配置図
 - 排水設備設置等承諾書：各所有者の記名押印
 - X 【既設管使用時】既設管使用願（参考様式2）、既設管配置図
 - ・合併処理浄化槽で使用していた既設管の場合
 - 浄化槽使用時に閉塞等不具合が無かった旨の申し出により、基準と同等の機能を有していると解し既設管使用可とする。（条例第5条第3項の管理者が認めた場合に該当）
 - ・単独処理浄化槽で使用していた既設管の場合
 - 雨水が接続されていないことが確認できた場合、既設屋外排水管の使用を認める。
 - Ⅺ 【区域外流入の場合】区域外流入許可書の写し
- 提出された計画について、確認（承認）を受けたものについて工事着工可能となる。
（深谷市下水道指定工事店事務連絡用キャビネットを通じて、承認印を押印した副本を返却する）

(2) 申請及び計画に変更が生じたとき

①申請書の内容の変更

申請書の内容に変更もしくは修正がある場合は、申請書差し替えのほか、見え消し訂正（訂正印押印）することができる。

予定工期に変更がある場合、もしくは予定工期内に完了ができない場合は、必ず

市へ報告する。

②添付書類の内容の変更（計画の変更）

- ・ 条例第7条第2項前段の変更 ⇒ 変更箇所、変更理由を記載した書面及び変更箇所を記載した図面により変更の確認（承認）を受けることとする。
- ・ 条例第7条第2項ただし書きの変更 ⇒ 排水設備（軽微な変更）届（様式第5号）

（3）工事が完了したとき

①排水設備等完了届（様式第6号）の提出

- ・ 提出期限 工事完了から5日以内
- ・ 提出部数 1部
- ・ 添付書類 平面図、材料調書

排水設備等完了届提出時点で、完了検査の日程調整を行う。

②完了検査

完了届受理後、排水設備等の設置及び構造に関する法令の規定に適合するものであるかの確認を行う。検査時は、当該排水設備の工事を行った責任技術者が立ち会いを基本とする。

- ・ 確認事項
 - I 汚水の接続状況、雨水の分離状況
 - II 汚水桝、汚水管の施工状況
 - III 除外施設等の施工状況
 - IV 排水の流下状況
 - V 計画図面との整合
 - VI 水道メーター

完了検査において、適合すると認められる場合は、検査済証（様式第7号）を門戸、雨どい等見やすいところに貼付する。

※不適合の判断 ⇒ 修正・補修を指示

汚水管接合部の脱落、汚水桝の破損、汚水の停滞・逆流、排水設備の未接続、雨水の誤接続

※適合だが、申請内容と相違 ⇒ 竣工図差し替え

※不適合だが、汚水排除に支障がない ⇒ 申請者（施工業者）へ不適合箇所を通知

4. 下水道使用開始の事務手続き

(1) 下水道の使用を開始したとき

公共下水道へ排除するための排水設備は、検査済証の交付を受け使用開始することができる。下水道の使用を開始した使用者は、遅延なく「公共下水道使用開始届」を提出する。

①公共下水道使用（開始・休止・廃止・変更）届（様式第12号）

提出部数 1部

(2) 使用開始の処理

検査に合格後、検査完了時点の水道メーター値にて下水道使用料賦課をする。

※「公共下水道使用開始届（様式第5号）」の届出漏れを防ぐため、「排水設備等完了届」と併せての提出を基本とする。

5. 確認事項

(1) 排水設備新設等確認申請関係

①申請書記載事項の確認

指定工事店、責任技術者についても併せて確認

②添付書類の確認

必要事項が記載されているか確認

③公共ますの確認

公共ますの有無、公共ますの設置工事名を下水道台帳で確認

※施工承認申請（公共ます取り出し）と同時期の申請の場合、「施工承認の完了確認後」という条件付きで許可をする。

④土地所有者、既存排水設備所有者の確認

⑤申請計画の確認

(2) 排水設備等完了検査関係

①排水の接続状況

申請地内の建物からの全ての汚水が、汚水管へ接続されているか確認（散水栓等除く）

②雨水の分離状況

雨水が汚水管へ誤接続されていないか確認

③汚水枿、汚水管の施工状況

汚水枿の位置、種類、数、寸法の確認、汚水管の位置、寸法の確認、それぞれの接合部等確認

④除外施設等の施工状況

除外施設等の設置有無、計画機種との整合（型番等）確認

⑤排水の流下状況

水を流すことにより、管内に滞留、逆流が無い確認

⑥図面との整合

計画図面もしくは竣工図面と相違が無い確認

⑦その他

その他排水の状況を明らかにするため必要な事項について確認

⑧水道メーター確認

